

○天理市介護保険条例

平成12年3月30日条例第9号

改正

平成15年3月25日条例第15号

平成18年3月27日条例第15号

平成20年3月24日条例第15号

平成21年3月27日条例第13号

平成21年12月25日条例第34号

平成24年3月30日条例第12号

平成25年9月30日条例第27号

平成27年3月20日条例第13号

平成27年6月30日条例第27号

平成28年3月24日条例第20号

天理市介護保険条例

目次

第1章 天理市が行う介護保険（第1条）

第2章 保険料（第2条—第10条）

第3章 雑則（第11条）

第4章 罰則（第12条—第16条）

附則

第1章 天理市が行う介護保険

（天理市が行う介護保険）

第1条 天理市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 保険料

（保険料率）

第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす

る。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,360円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 50,040円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,040円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 60,000円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,720円

(6) 次のいずれかに該当する者 80,040円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 86,640円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 100,080円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する

者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 113,400円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 120,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,060円とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第3条 普通徴収に係る保険料は、7月から翌年2月までの各月末日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条において同じ。)に対し、その納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第5条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者及び連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき50円とする。

（延滞金）

第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したとき。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(5) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少した場合
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合
- (5) 前各号に掲げる理由のほか、市長が特に必要と認める理由があった場合

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、同項各号の理由が発生した後速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度6月30日まで（保険料の賦課期日後に第1

号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得の状況及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者に係る市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

### 第3章 雑則

#### (委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 第4章 罰則

#### (罰則)

第12条 天理市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第13条 天理市は、法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 天理市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第15条 天理市は、偽りその他不正の行為により保険料及びこの条例に規定する過料並びに法の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第16条 第12条から前条までの規定による過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,380円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,570円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,760円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,950円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,140円

2 平成13年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,140円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 19,710円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,280円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 32,850円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 39,420円

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、10月から翌年2月までの各月末日とする。

2 平成12年度において第3条第2項の規定を適用する場合には、同項中「別に定めることができる」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる」とする。

3 平成13年度においては、10月から翌年2月までの各月のそれぞれの納期に



納付すべき保険料の額は、7月から9月までの各月のそれぞれの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度又は平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者(平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間において被保険者資格を取得した者を除く。)に係る保険料の額は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号ま

でのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数（平成12年11月から平成13年2月までの間において被保険者資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日が属する月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数）を乗じて得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数（平成13年5月から同年8月までの間において被保険者資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日が属する月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数）を乗じて得た額、当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額及び該当

するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として  
支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日  
までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第  
3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険  
料額を3で除して得た額、同項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ  
又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を  
9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する  
月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った同項第1号か  
ら第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年  
保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から  
平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合  
及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準  
割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項  
の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をい  
う。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以  
下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6  
パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割  
合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に  
あつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加  
算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの  
割合）とする。

(医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総  
合事業等に関する経過措置)

第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法  
律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推

進法」という。) 附則第14条第1項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正後の法(以下この条において「新法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

2 医療介護総合確保推進法附則第14条第3項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

3 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

4 医療介護総合確保推進法附則第14条第5項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則 (平成15年3月25日条例第15号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第15号)

改正

平成20年3月24日条例第15号

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の天理市介護保険条例第2条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例に

よる。

(平成20年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、同条第1号に該当するもの 40,670円
- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 40,670円
- (3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 44,590円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。))に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 49,000円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の

規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 49,000円

(6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 52,920円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 56,840円

附 則（平成20年3月24日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第13号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の天理市国民健康保険条例第22条及び附則第11条、天理市介護保険条例第7条及び附則第6条並びに天理市後期高齢者医療に関する条例第6条及び附則第3条の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後に納期限の到来する天理市国民健康保険の保険料、天理市介護保険の保険料及び天理市後期高齢者医療の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月30日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例第7条及び附則第2項、第2条の規定による改正後の天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例第3条及び附則第2項、第3条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例第22条及び附則第4条、第4条の規定による改正後の天理市介護保険条例第7条及び附則第6条、第5条の規定による改正後の天理市後期高齢者医療に関する条例第6条及び附則第3条、第6条の規定による改正後の天理市道路占用料に関する条例附則第2項並びに第7条の規定による改正後の天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第15条及び附則第5項の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後に納期限の到来する天理市水洗便所改造資金の貸付償還金、天理市税外収入金、天理市国民健康保険の保険料、天理市介護保険の保険料、天理市後期高齢者医療の保険料、天理市道路占用料及び天理都市計画下水道事業の受益者負担金（以下「貸付償還金等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する貸付償還金等に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月30日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月24日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成27年3月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までの規定中「附則第8条」を「附則第7条」に改める。